

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づき、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員及び理事の選任方法)

第2条 定款第6条及び第18条の規定による評議員及び理事は、次の各号に掲げる団体等の代表者若しくは役職員の中より、選任するものとする。

- (1) 行政関係者
- (2) 自治会関係者
- (3) 民生児童委員関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 経済関係者
- (6) 社会福祉関係者
- (7) ボランティア関係者
- (8) 福祉識見者

(監事の選任)

第3条 監事は、社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者の中から、各1名を選任するものとする。

(地区社会福祉協議会)

第6条 本会の事業の活発なる運営を図るため、各自治会連合会ごとに本会の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）を設けるものとする。

- 2 地区社協は、本会の業務に協力するとともに本会の目的の範囲内において自主的に、その地域内における社会福祉事業活動を行うものとする。
- 3 地区社協運営に関する会則は、各地区社協において別に定める。

(地区社協の経費)

第7条 地区社協の行う事業にかかる経費として、地区社協交付金及び助成金を交付する。

- 2 地区社協交付金交付要綱は、別に定める。

(地区社協会長会)

第8条 地区社協活動の充実と連絡調整を図るため、地区社協会長会を設けるものとする。

(地区社協会長の職務)

第9条 地区社協会長は、地区社協の会務を統括する。

(委任)

第10条 この細則に定めのない事項は、理事会及び評議員会の承認を得て、会長が定める。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会評議員選任に関する規程は廃止する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月14日から施行する。

附 則

この細則は、定款変更のあった日（平成26年6月12日）から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。